

第6章

プランの推進に向けて

- 1 都市づくりの推進
- 2 市民と行政の協働による都市づくり
- 3 市民への情報の開示
- 4 体制や制度の充実

「未来の光市」絵画コンクール
まちづくり市民協議会会長賞



「ぼくのゆめのまち」
山口大学教育学部附属光小学校 2年 中谷 雄哉さん

第6章 プランの推進に向けて

1 都市づくりの推進

「マスタープラン」は、将来都市像を実現するための道筋を明らかにしたもので、本プランに基づき、計画的かつ効果的に都市計画事業や各種建設事業を実施し、将来都市像の実現を目指します。

(1) 都市計画の決定、変更や計画的な事業

「マスタープラン」に沿って、適切に都市計画を決定又は変更（以下「決定」といいます。）するものとします。また、おおむね5年ごとに県が行う都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえ、又はその他の必要が生じたときには、本プランに即し、都市計画を決定します。

なお、都市計画事業や各種建設事業についても、本プランに沿った計画的な事業実施に努めます。

(2) 「マスタープラン」の見直し

「マスタープラン」は20年間という長期的な視点に立った方針であり、その間の社会経済情勢の変化などにより、都市や地域に求められる姿が移り変わっていくことも予想されます。そのため、策定からおおむね10年後を目処に、本プランの改定を検討します。また、上位計画である「総合計画」や県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改定や変更時にも整合を確認し、必要に応じて改定します。

(3) 民間事業者や市民による都市づくり

都市は、道路や公園などの都市基盤施設と住宅や店舗、事務所、工場などで形成されています。また、造成などの開発行為についても、ほとんどが民間事業者により行われています。このように、都市の形成には、行政だけでなく、民間事業者等による建築行為や開発行為が深く関わっており、多くの事業者や市民等と行政とが将来都市像を共有し、共通の「都市づくりのルール」に基づいた活動を行うよう努めます。

2 市民と行政の協働による都市づくり

「共創と協働で育む まちづくり」の基本理念の下、これまで以上に多様な主体のまちづくりへの参加を促進し、意欲あふれる取組みの展開を期待します。また、国の審議会が示した「次世代参加型まちづくり」の考え方方に沿って、新たな市民参画の方策も研究します。

(1) 協働のための人材の育成

地球規模で取り組むべき環境問題や防災対策など、自らが暮らすまちのあり方についてこれまで以上に関心が寄せられ、都市計画やまちづくりに対して市民が主体的に参画しようとする動きが広がりつつあります。こうした中、本市では、冠山総合公園「子どもの森」の整備計画や、本プランの策定段階でワークショップの開催や市民協議会で協議・検討を行うなど、多くの市民がまちづくりに参画できる取組みを進めています。

本市に住み、働き、そして活動する市民一人ひとりがまちづくりの主体となり、積極的にまちづくりに参加できる仕組みは重要であり、引き続き、市民をはじめ特定非営利活動法人（以下「N P O 法人」といいます。）や市民活動団体など、多様な市民組織の設置や運営に対し必要な支援や助言等を行い、人材の育成や確保に努めます。

(2) 市民による公共施設の維持

地域住民が、身近な道路や河川、公園などの清掃活動や美化活動を積極的に実施することにより、地域コミュニティの活性化が期待できるとともに、「アダプト・プログラム（里親制度）」により、地域への愛着が深まることが期待できます。



3 市民への情報の開示

行政手続の透明化や説明責任の遂行など、行政情報の公開や発信に対する市民の関心が高まっています。また、目覚ましい発展を続ける情報通信技術（ＩＣＴ）を利活用した新たなコミュニケーション方法も出現しています。本市が有する都市づくりに関する情報等についても、時代の変化に応じた提供や発信を行い、市民との共有に努めます。

（1）都市づくりに関する情報の発信

都市計画は、将来都市像を実現するために定めるものであり、その方向性や内容が市民や事業者に正しく伝わり、受け入れられるためには、行政が有している都市づくりや各種制度に関する情報を市民等が容易に得られる機会を作る必要があります。

そのためには、都市計画やまちづくりに関する情報の開示を推進し、市民等がそれらの内容をリアルタイムで確認できることが必要です。このため、これまで以上の情報発信に努めます。

（2）都市づくりの普及・啓発

良好な住環境の形成や都市基盤施設の整備など、都市づくりに関する市民等の理解と認識を深め、市民とともに将来都市像の実現を目指すため、出前講座「創りんぐ光」やまちづくりに関するセミナーの開催など、都市づくりに関する市民の学習機会を積極的に設けます。また、市民等が行う都市づくりに関する自発的な活動を促進するため、積極的な支援に努めます。

4 体制や制度の充実

社会情勢の変化に応じ、都市や地域に求められるものや制度自体も変遷しています。このため、新たな制度や法改正等に的確に対応した都市づくりを進めます。

(1) 地区計画制度のあり方の検討

地区計画は、地区の特性にふさわしい良好な環境を維持するための規制など、地区単位できめ細かい制限等を定めることができる制度です。地区計画は他の都市計画と異なり、決定しようとする際に利害関係者や市民の意見の聴取に係る手法を構築することが求められていることから、地区の特性にふさわしい都市づくりを進めるため、そのあり方について検討します。

(2) 都市計画提案制度の手続の明確化

都市計画提案制度とは、土地所有者やまちづくりの推進を行うNPO法人等が、土地所有者等の3分の2以上の同意を得るなどの条件を満たした場合、一定の区域における都市計画の決定に関する提案をすることができる制度です。したがって、制度の趣旨に沿って、地域住民による主体的なまちづくりの推進や地域の活性化を図るため、手續を明確にします。また、まちづくりや都市計画に対する市民の関心や参画意識の向上につなげるため、制度の普及・啓発にも努めます。

(3) 国・県との調整

都市計画には、県が定めるものと市が定めるものがあります。区域区分や幅員の広い道路など県が定める都市計画については、必要に応じ、市が県に対し決定を求めるなど、積極的に調整します。また、都市計画事業をはじめとする各種の建設事業等についても、国や県が実施すべき事業も多くあるため、「マスタープラン」に沿った事業の実施を求めていきます。

(4) 組織体制の強化、充実

「マスタープラン」に沿った都市づくりを推進していくには、府内の体制づくりが必要不可欠です。このため、都市計画担当部局と企画、建築、土木、環境、防災などの関係部局との適切な役割分担の下、総合的かつ計画的に各種事業を展開するなど、組織体制の強化を目指します。また、関係部局間の横断的な連絡調整や情報交換など、推進体制の充実に努めます。

まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」
一般の部 入賞



「瀬戸内の夕照の海」（撮影場所：島田川河口東岸）

田 村 光 政 さん